

## 福祉サービス第三評価結果の公表様式〔保育所〕

### ①第三者評価機関名

(株) 第三者評価機構 静岡評価調査室
---------------------

### ②施設・事業所情報

名称：静岡市立下川原こども園	種別：幼保連携型認定こども園	
代表者氏名：岩崎 裕子	定員（利用人数）：170名（130名）	
所在地： 静岡市駿河区下川原6丁目8-26		
TEL：054-258-5958	ホームページ：http://www.city.shizuoka.lg.jp	
<b>【施設・事業所の概要】</b>		
開設年月日 昭和51年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：静岡市		
職員数	常勤職員 22名	非常勤職員 18名
専門職員	（専門職の名称）	
	園長 1名	副園長 1名
	保育士 32名	調理員 5名
	嘱託医 4名	事務員 1名
施設・設備 の概要	（居室数）	
	年齢別保育室 9室	（設備等） 事務室、給食室、トイレ 園庭、遊戯室、遊具

### ③理念・基本方針

#### （1）基本理念

【静岡市子ども子育て支援プラン基本理念】「静岡市は子どもを大切にします」

【静岡市教育振興基本計画】

目指す子どもたちの姿「たくましくしなやかな子どもたち」

○自己肯定感を高める子 ○夢中になって遊ぶ子 ○明るく伸び伸び生活する子

○自分らしく表現する子 ○楽しんで関わる子

【こども園運営方針】

- ・教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令並びに関係条例を遵守します

- ・園児の心身の発達と、園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成し、これに基づき園を運営します

【下川原こども園・園教育目標】 心身ともに健康で心豊かな子

【令和2年度重点目標】 思いを出し合って遊びこむ

#### （2）基本方針

“しなやかにたくましく、もっとやりたい遊びたい、かた(肩)組み、わらい、はつらつとら・ら・ら楽しいこども園“

『心身ともに健康で心豊かな子』を目指し、園名しもかわはら(下川原)の一文字ずつ

をとり、園の基本方針を表現した。

- 1) 子ども一人一人と温かな信頼関係を築き、愛されている大切な存在、自信や達成感を感じ自分のことが大好き・友だちのことが大好きと思える自己肯定感を育む
- 2) 「あれいいな！やってみたい」と感じる好奇心、「どうなっているの？」と考える探求心「もっとやりたい、こうしてみたい」と挑戦する意欲を持ち、創意工夫する経験を積む
- 3) 明るい挨拶ができる、葛藤体験を大切にしながら自分の思いを伝え、友だちの思いに気づくことができる豊かな心を育てる
- 4) 体を動かすことを楽しむ、自分の体を大切にす、生活リズムを整えることが出来る健康な体を育む

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

##### 1) 自己肯定感を育む

子ども一人一人の良さや頑張りを認める声かけ「いいね」を実践、子どもたちの心の内面を捉え、安心感や満足感、自信、達成感を味わい、自己肯定感を育てている

##### 2) 環境改善の取り組み

重点目標『思いを出し合って遊びこむ』・遊び改善構想『もっとやりたい！をつなげるための環境作り～遊びたくなる園庭～』を掲げ、園内公開保育を実施、また全園児が使用する園庭について毎週[園庭会議]を開き、子どもの姿、ねらい・願いを共有し、子どもたちがもっとやりたい、遊びたくなる環境改善に取り組んでいる

##### 3) 家庭との連携

毎月の園便りでランドデザインの説明コラムを掲載、毎月のクラス便り、連絡帳(主に乳児)、お知らせボード(主に幼児)、活動時の写真ボードにて子どもの姿、遊びの中で学びの芽生えの場面を保護者に発信し、共に子育ての楽しさや成長を共有できるようにしている

##### 4) 小学校との連携

年長児が小学校に出向き、一年生と交流し、就学を楽しみにする気持ちを育てている。小学校と園の職員が公開授業や公開保育に参加し合い、連携を取っている。

##### 5) 特別支援教育

特別な支援を必要とする子ども一人一人の発達や特性を踏まえたサポートプランを定期的に作成、保護者と個別面談を行い共に成長を見守っている。少人数のゆったりした活動[パンダの会]は一人一人の力を発揮できる場となり、毎日の生活の中では子どもたち同士がともに育ちあう姿が見られている。また保護者の交流の場となる[ピーチサロン]を年に数回開催している。

##### 6) 地域との連携

高齢者とのかわりを持つふれあいサロン(S型デイサービス)に幼児組が参加したり、農家の方による地域の特産物についての話を聞いたり、地域のボランティアの方による絵本の読み聞かせをしてくださる「お話の会」の参加等、地域の方々の見守りの中で、育っていることを感じている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年8月1日（契約日）～ 令和3年2月28日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1回（平成19年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◎理念・基本方針の具現化と保育の質の向上に向けた取組が組織的におこなわれ、機能している

平成27年度から市立幼稚園・保育園すべてが幼保連携型認定こども園となり、各こども園が教育・保育活動、その他の園運営について目標の達成状況や取組の適切さなどを評価し、質の向上に資することを目的とした園評価に毎年取組んでいる。園評価は、職員の自己評価をまとめ、園関係者評価委員の評価、保護者アンケートを踏まえ検討された改善策（次年度の具体的な取組目標）を表記して静岡市のホームページで公表している。また、『遊び改善構想』として、年度ごとに変わる子どもの姿や遊びの実態を分析し、育みたい資質・能力等目標を掲げ園内研修に位置づけている。クラスごとの公開保育、事前・事後研修等、一年を通して園内環境の整備や保育士の資質向上を図り、日ごと、週・月ごと、年度ごとに保育を振り返り、反省、評価、改善のPDCAサイクルが確立されている。

◎子どもと地域との交流、多彩なボランティアの受入れにより、豊かな人財に見守られた保育が展開されている

「地域とともにある」ことは、グランドデザインの大きな木の中に地区特産の桃、梨、みかんが模られているところに象徴されている。地区民生委員、主任児童委員、保健福祉センター所長、児童館館長、小規模保育施設の職員が集う「長田子育て支援協議会」に園長自ら出席して地域情報を常に把握しつつ、地域ミニデイサービスとの交流「ふれあいサロン」は、平成24年度に始まり8年間で延べ744名の地域の高齢者と関わりをもった実績がある。年5回に及ぶ交流会ではダンスや合唱の披露と手遊び、肩たたきなどの触れ合いが喜ばれ、コロナ禍の状況でも散歩での挨拶や手作りプレゼントを贈る等、その交流が途切れないう可能な範囲で継続されている。また、地域の夏祭りに毎年参加し、園児の手作りの神輿で登場するとともに踊りや演技を披露して会場を沸かせている。今年度夏祭りは中止となったが、コロナ禍のもと十分なソーシャルディスタンスの確保が難しく、臨席の父兄も限定せざるを得ない状況にある園舎での卒園式だが、自治会の厚意により地域交流館貸与の運びとなったことは、まさに日頃の交流の賜物といえる。また、地元みかん農家に講師を依頼し、地区特産のみかんの種類や収穫の様子を聞く機会を設けたり、元職員、元保護者、地域住民による体操教室や水泳指導、琴の演奏、絵本読み聞かせ等のボランティア訪問があり、年間を通して園児の成長を見守る応援団に恵まれている。

◎特別な配慮を必要とする子どもとその保護者への支援体制を整えている

特別支援教育として、小さな集団ならではのゆったりとした雰囲気の中で活動する「ぱん

だの会」を毎月実施している。一人ひとりに合った丁寧な援助を受けながら、興味や発達に沿った活動を心ゆくまで楽しみ、「楽しかった」という充実感や「できた」という達成感、認められる自己肯定感を高め、クラスの中でも自信をもって意欲的に活動できる力を育むことを目的としている。さらに、保護者同士が悩みを打ち明けたり、療育や進学についての情報交換をしながら交流を深めることを目的とした「ピーチサロン」を年4回開催しており、「ピーチサロン」で築かれたコミュニティが卒園後も続き、就学後の様子を聞いたり、「一人で悩まないで」とアドバイスをもらったりと、支援の必要な子どもの保護者にとって心強い場となっている。

◎保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知に向けた取組がおこなわれている

重要事項説明書への表記、ご意見箱の設置、行事アンケートや保護者アンケートの実施等、様々な方法で意見や要望の把握に努めているが、これに加え、入園のしおりでの〈ご意見ご要望を受付けています〉欄には「保育の事についてのお悩みやご意見、ご要望は、電話や送迎時に保育教諭と直接お話を～」と明記し、さらに毎月の園だよりにも必ず「下川原こども園ではいつでもお話をお聞きします。お気軽にご相談ください。」と添えている。相談しやすい体制があること日常的に発信し、その安心感がアンケート結果にもあらわれている。

◇改善を求められる点

◎プライバシー保護に関する規程・マニュアルの整備

一人ひとりの子どものプライバシーを守れるような設備の工夫はおこなっているが、プライバシーに関するマニュアル等が整備されることを期待したい。

◎人材の確保

園長自ら有資格者に呼びかけ採用につながったケースもあるが、15種類に及ぶ勤務シフトで早番保育、遅番保育に対応し、他園からの応援で夏季厚生休暇を取得した年もある。こども園独自の取組には限界もあり早期改善が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審し園経営や保育内容について、振り返りの機会となりました。一つひとつの項目を確認し、自己評価を行う中で、今までの取り組みを客観的に捉え整理することに繋がりました。

今回高く評価いただいた点は、職員の自信となり今後も持続できるように励んでいきたいと思えます。受審での学びを活かし、求められた改善点を含め、今後の取り組みを職員で共有しながら進め、教育保育の質を高めていきたいです。

地域の皆様の温かな見守りの中で保護者から信頼されるこども園を目指したいと思えます。

ありがとうございました。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態  
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 保育所版共通評価基準ガイドライン

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>【静岡市子ども子育て支援プラン基本理念】「静岡市は子どもを大切にします」【静岡市教育振興基本計画】目指す子どもたちの姿「たくましくしなやかな子どもたち」を基に、園教育・保育目標「心身ともに健康で心豊かな子」を掲げ、要覧、入園のしおり、ホームページ、全体的な計画等に記載している。ランドデザインでその目指すべき方向性を示し、園教育・保育目標具現化に向け職員会議や園内研修、人事評価で成果を振り返っている。コロナ禍により保育説明会が中止となり、保護者に向けては毎月の園だより「ランドデザインより」とコラム欄を設け、よりわかりやすい解説を掲載している。年度毎、保護者アンケートの項目に反映し、周知状況が確認されている。</p>		

##### Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・◎・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市こども園課主催の研修や全国保育協議会会報「ぜんほきょう」、保育士会だより、静岡清水子育て支援センター発行「ぎゅっと」や地区社協だより等により事業全体の動向を捉え、地区民生委員、主任児童委員、保健福祉センター所長、児童館館長、小規模保育施設の職員が集う「長田子育て支援協議会」に年3回参加（通年は6回）し、地域の特徴や変化、抽出された課題を把握している。毎月こども園課に在園児童年齢区分表を提出し、園の利用状況の推移を掴んでいる。</p>		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市が実施する園評価において、経営の重点に関わる「教育・保育目標」、各領域に関わる「教</p>		

育・及び保育」「安全管理」「保健管理」「特別支援教育・保育」「組織運営」「研修」「教育・保育環境整備」「家庭との連携・協力」「近隣の学校との連携」「地域との連携」について、学校評議員会の評価も合わせ課題を明確にし、次年度に向けた具体的な取組目標を設定している。園評価は年度ごと中間・年度末に職員個々の評価をまとめ、目標の達成状況や取組の適切さなどを全職員で精査し、組織的、継続的な改善を図っている。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園評価で項目ごとに抽出された課題をもとに、理念や基本方針の実現に向け「教育・保育の質の向上」「こども園における安全対策の推進」「遊び環境の改善」「教育・保育の機能の発信」「地域との連携」「小学校との連携」等、年度ごとの反省を踏まえた3ヶ年計画を策定し、開催頻度や到達レベル目標値を設定することで、実施状況の評価をおこなえる内容となっている。中・長期計画は年度末の園評価・保護者アンケートをもとに、次年度に向けたグランドデザイン作成時に見直しをおこなっている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>単年度の計画は中・長期計画の内容を反映し、『教育及び保育並びに子育ての支援に関する全体的な計画』に示している。事業計画は経営の計画、教育・保育内容、研修計画、非常時対策、子育て支援事業の取組ごとに「ねらい」と「具体的な内容」を表し、園評価において実施状況の評価をおこなえる内容となっている。また、『遊び改善構想』として園の重点目標から研修テーマを定め、日々の手だてを通し「保育者個人として」「組織的な園内研修の中で」評価し次年度につなげている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各種の計画の内容は、職員会議での説明や担当ごとの打ち合わせ、全職員周知のための文書や掲示物、朝の打ち合わせ等で理解を促す取組をしている。事業計画は行事ごとの反省、中間・期末の園評価と学校評議員による評価、年度末の分掌ごとの反省と保護者アンケートの結果を踏まえ「新年度対策」としてPDCAサイクルに則り、次年度への課題を確認している。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新入園児オリエンテーションにおいて重要事項説書、入園のしおりを配付し事業計画の説明をおこなっている。年度当初の保育説明会では園の年間構想を表したグランドデザインを用いて説明し、毎月の園だよりにてコラム欄を設けて「幼児期の終わりまでに育ってほしい1</p>		

0の姿とは」「自己肯定感を育む『自分大好き・友だち大好き』について」など子どもの実情と合わせて解説し、園が目指す保育方針への理解を促している。

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年『遊び改善構想』として研修主任の職員を中心に、園の遊びの実態から研修テーマ・手だてを定めて重点目標の実現に取り組んでいる。クラスごとに園内公開保育を実施し、事前研修として指導案を検討、事後研修で振り返りをおこなって課題改善に努めている。日誌記録については声かけの場面、環境構成、振り返り、と内容に応じてラインの色を変えて引くことで意識を高め、園長・副園長がコメントを記入し評価するサイクルができています。さらに年2回の園評価は学校評議員からの助言や保護者アンケートも反映し、質の向上に向けた組織的・継続的な取組がおこなわれている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>『遊び改善構想』として実践した一年間のまとめは年度末の全体研修で振り返り、反省とともに新年度に向けた課題が共有されている。園評価は職員個々の自己評価をもとに職員会議で検討し、内容により各分掌にて改善策や改善計画を立て、その結果を職員間で共有している。園評価は園説明、自己評価、関係者評価、園関係者評価委員からのコメント、改善策（来年度の具体的な取組目標等）を明記し、結果を静岡市のホームページで公開している。</p>		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人事評価に向けた「組織重点目標シート」より、園の組織重点目標シートを作成し経営・管理方針と取組を明確にしている。年度ごとに教育保育基本方針をグランドデザインとして形づくり、全職員に配付して職員会議で表明し、園だよりではその一言一句に解説を載せている。また、組織重点目標シートに各職員の職務分担を掲載し『教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画』の中に職務分担を掲載し、全職員に配付して周知を図っている。園長不在時は、副園長が責任者と定め、主任保育教諭がそれを補佐するものと定め、災害発生時のフローチャートに明記している。</p>		

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地方公務員法、静岡市準公金取り扱い基準を理解し事務処理をおこなっている。取引業者から納品されたものは二人以上で検収、10万円以上のものは相見積もりを取り公正な取引をしている。園長は園長会での法令等の研修に参加して必要な知識を習得し、職員は幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説を常に手元に置き、計画案作成において整合性を持つように活用している。職員に対しては年度ごとに定められたテーマでオンライン学習が義務づけられ、小テストをもってその習得を深めており、特に個人情報保護についてはチェックリストで繰り返し意識づけている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人事評価個人目標シートや行動評価シートにもとづいて、目標設定時、中間、評価時面談に各職員の取組を評価している。『遊び改善構想』においては園内公開保育の事前・事後研修後、園長指導の下、研修部が中心となり研修便りを作成し、全職員に配付して学びを共有し次の保育に活用できるようにしている。また外部講師を招いて指導講評を得たり、KJ法や写真を取入れ参加した職員の意見が出しやすいようにしている。静岡市教員育成指標に沿った研修、園内研修、長田地区支援サポート強化事業、静岡市保育士会ときわ支部、静岡県保育連合会、静岡県保育士会による職員の研修等、質の向上の充実を図っている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画に分掌を明記して、分掌リーダーによる行事や保育の企画書を職員会議で説明後、事務室に掲示して共有している。副園長がおこなう月のローテーション、日々の人事配置、休憩取得、年休の取得調整を確認し、副園長と連携して時間外労働の申請と実行状況を把握しバランスの良い職務分担が図れるよう対応している。深刻な人手不足の解消のため有資格者25名へ呼びかけて3名の採用につながったことは職員配置に功を奏している。予算の使途の明確化も含め、子どもの姿と職員体制を客観的に検証し、経営の改善や実効性の向上に向け園運営をおこなっている。</p>		

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>こども園課による静岡市職員採用選考、会計年度任用職員採用選考がおこなわれている。園では毎月年齢区分表、職員構成調べを提出し、こども園課へ報告している。静岡市教員育成指標による研修、園長会主催による各種研修が実施され、資格取得及び更新について定期的</p>		

<p>に確認し必要な職員に働きかける等、専門性を高めるための取組を継続的に実施している。人材確保は急務であり、ハローワークにて職員募集を掲載したり、園職員による有資格者への呼びかけも併せておこなわれている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 職員として目指すべき姿を人事評価シートに明記し、期待する職員像を各クラスに掲示している。正規職員、会計年度任用職員ともに静岡市の採用基準が定められ、採用時及びに更新時に確認と周知がなされている。正規職員、会計年度任用職員それぞれに人事評価シートがあり、正規職員は自己申告書、会計年度任用職員は意向調査をもって意向を確認できる体制がある。今年度から会計年度任用職員制度が始まり、処遇改善の取組がなされている。全職員、人事評価面談をおこない、必要に応じてこども園課課長、係長との面談で報告している。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt; 静岡市が取組むワークバランスの推進は園長・副園長の個人目標シートにも掲げられ、有給休暇、時間外勤務時間数は庶務事務にて毎月確認し、年休・両立支援休暇取得の促進をしている。ローテーション勤務表や日々の勤務体制は可能な限り、個人の都合や要望を反映するようにしている。今年度から産休、育休取得者に対する育児フォロー面談も行っている。健康診断内容、ストレスチェック、腰痛及び頸肩腕障害検査を職員に周知し、結果は職員厚生課で一括管理されている。全職員に園長と1対1の人事評価面談時個人面談をおこない、職員から申し出がある時は仕事の手を止め傾聴を心がけている。保育士欠員が続くなかで勤務シフトを工夫しているが、希望に沿った年休取得には課題が残る。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt; こども園の職員として目指すべき姿は人事評価制度の個人目標シート・行動評価シートに示され、職員は園の組織重点目標シートに基づいて目標を設定している。シートには目標、終業時の達成基準、自身の役割項目が明記され、会計年度任用職員においても年間の主な業務について記入する項目がある。個人面談は目標設定時、中間フォロー、達成評価時と年3回おこなわれ、中間フォローで進捗状況の確認とともにその後の取組について確認修正をおこない、達成評価時に目標達成度の確認をおこなっている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt; 静岡市の職員育成指標に期待する職員像を掲げ、着任時より基礎期、向上期、充実期、深化期とステージごとに備えるべき知識や技術、専門性を明確に記している。これにもとづいた研修計画が策定され、さらに保育士会主催の研修、他園の公開保育参加など正規職員・会計年度任用職員ともに個々のレベルやニーズに合った研修への参加を実行しているが、短時間勤務の職員においては機会の確保が難しい状況にある。研修計画は園長会でも年度ごとに反省、評価をおこなって次年度に活かすようにしている。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市が掲げる教育育成指標に応じた力の育成のため、経験年数を加味し日頃の保育、研修や分掌により知識、技術水準を把握して階層別、職種別テーマ別の個別研修計画を策定している。新任職員は市で定められた「OJTノート」に従ってOJTを実施し、園長・副園長による定期的なノート確認と、園内OJT指導員、こども園課指導主事により指導がおこなわれている。外部研修は静岡県保育連合会、静岡県国公立こども園長会、発達支援センター等からの情報を提供し、希望を取りながら参加できるよう配慮している。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生受け入れのためのマニュアルが整備され、子ども・保護者、職員への事前説明の方法、オリエンテーションの実施方法が定められている。子どもたちにはクラスに入った際に紹介し、保護者には園だよりにて実習生が来ることを知らせている。オリエンテーションにおいて実習のねらいや取組内容によって配置するクラス計画を作成し、実習中に来園する学校の指導担当者と、実習生の特性や学校側からの希望等について確認し、実習生の園での様子など情報交換をおこない、その後の実習期間の参考としている。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念や基本方針、保育内容、事業計画は重要事項説明書や園のグランドデザイン、全体的な計画、入園のしおり、園だより、ホームページに記載され、玄関や事務室、各保育室に掲示されている。今年度はホームページを更新し、さらに季節ごとに保育の様子を公開している。また、地域の主任児童委員や小学校教頭、保護者会会長で構成される学校評議員会にて理念や基本方針、ビジョン等について説明し、園評価において地域との連携状況を公表している。苦情・相談の体制はポスターで掲示して、内容に配慮しながら毎月の園だよりで改善や対応の状況を掲載している。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>賄、消耗、備品、備蓄、修繕等購入品目に応じた事務、経理、取引方法がこども園課の指導の下、管理されている。職員はオンライン学習で事務処理基礎研修を受講し、事業、財務に関して、園で作成されたものがこども園課で確認されたのち、会計課に送られるなど、執行されるまで複数回のチェック体制がある。準公金の執行管理に係る点検結果報告書をこども園課に提出し、年に一度社会福祉施設指導監査を受ける仕組みがあるが、外部監査にあたる包括外部監査は毎年実施されていない。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域との関わりについては全体的な計画にその基本的な考え方を示し、静岡科学館『るくる』、日本平動物園、静岡市美術館、静岡市こどもクリエイティブタウン『ま・あ・る』等のポスター掲示や、チラシを配布し情報提供している。地域の夏祭りへの参加は恒例行事となっており園児手作りの神輿で登場、踊りや演技を披露して好評を博した。また、平成24年度から続く地域ミニデイサービス「ふれあいサロン」での交流は、8年間で延べ744名の高齢者と関わった実績をもつ。今年度は新型コロナ感染防止の観点から、サロンでの交流は中止されたため、散歩での挨拶や手作りプレゼントを贈る等できることを工夫して継続している。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティア受入れマニュアルに基本姿勢を明文化し、職場体験のマニュアルも整備して毎年近隣中学生の職場体験学習を受入れている。ボランティア受入れの際には事前に副園長がオリエンテーションをおこない配慮事項等説明をしている。地元みかん農家に講師を依頼し、地区特産のみかんの種類や収穫の様子などを聞く機会を設けたり、元職員、元保護者、地域住民による体操教室や水泳指導、琴の演奏、絵本読み聞かせ等の訪問があり、年間を通して園児の成長を見守る応援団に恵まれている。</p> <p>※現在は新型コロナ感染防止のため受け入れは控えている</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子育てハンドブックや医療MAP、社会福祉施設一覧等地域の関係機関がわかるような資料を事務室に置いて共有している。長田保健福祉センター所長や児童館館長、子育て支援センター職員、児童委員と地区のこども園・保育園園長が集い、年6回開催される「長田子育て支援協議会」に参加し、地域全体での課題について協議している。また、長田保健福祉センター保健師、駿河区子育て支援課入園係や家庭児童相談係、地域の関係団体や小学校等、連絡を取合い、情報共有に努めている。必要に応じ静岡市発達支援センター等の機関との連携を図っている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「長田子育て支援協議会」では、駿河区役所地域総務課職員による「長田地区の防災対策」や長田保健福祉センター所長による「長田管内の状況について」の講演を聴講し、近隣園と</p>		

<p>の情報交換や長田保健福祉センター保健師との情報共有に努め、おしゃべりサロン参加者からのアンケート、1歳半健診や3歳児健診からの発達障害児支援体制の現状等を園医より知り、地域に関連する福祉ニーズや生活課題の把握に努めている。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;  「長田子育て支援協議会おしゃべりサロンネットワーク」(地区保健福祉センター、児童館、主任児童委員、こども園・保育園)が連携し、未就園児が遊びを楽しめる場の提供と、地域の子育て世帯の交流の場となるよう「おしゃべりサロン」を実施している。年間計画にもとづいて開催され、昨年度は平均20名以上が参加し、保健師や歯科衛生士、栄養士から専門的な話を聞く場も設けている。サロンの後には主任児童委員と園職員で話す機会を設けて地域の情報を共有し、把握したニーズを留意しながら個別の相談の際に活用している。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;  倫理綱領を各部屋に掲示し、折に触れ読み合わせをおこなっている。子どもを尊重する基本姿勢として、ランドデザインの中に【自己肯定感を育む「自分大好き、友だち大好き」】を掲げ、園評価の中間フォローや、日々の保育の中で子どもを尊重する振り返りをおこない、保育日誌の記録において、子どもの思いやつぶやきに「いいね」と共感した箇所にラインを引いて意識づけている。園だよりでのランドデザイン説明コラムや、クラスだより、お知らせボード、連絡帳の中で心の育ちについて発信し、静岡市国際交流課による国際理解講座や静岡市福祉総務課による人権教育を受けた様子を写真ボードで知らせ、保護者への理解を図っている。</p>		
29	<p>Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;  乳児の連絡ノートや支援を必要とする子どもたちの個別ノート、個人の情報を含む書類等を扱う際にはダブルチェックをおこない、保護者と氏名の確認をおこないながら手渡している。行事の際には、撮影したものをSNS等にアップしないよう保護者に呼びかけている。また、プール遊びの際にも部屋からプールまで往復の際にはタオルを体に巻いたり、必要に応じてパーテーションを使用してプライバシーを守れるよう設備の工夫をおこなっているが、プライバシーマニュアルとしての整備はされていない。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	㊦・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の概要や目指す子どもの姿、目標、園の取組、季節ごとの活動の様子をホームページに掲載し、地区の児童館や保健センターに「おしゃべりサロン」の案内を置いている。園の要覧には園舎配置図やクラスと職員配置、主な行事等を明記し、ランドデザインは地区特産物の桃、梨、蜜柑のイラストを取入れたり、「し・も・か・わ・ら」の頭文字をとったスローガンを掲げてわかりやすく表記したりと随所に工夫がみられる。見学者にはできる限り希望が叶うように日程や見学時間の調整をして対応し、来園の際はランドデザインの説明と共に園内を案内し、環境構成や子どもの姿等、育ちについての説明をしている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園時オリエンテーションにて重要事項説明書と入園のしおりの説明をおこなって質問に応じ、重要事項説明に関する同意書、個人情報の取扱いに関する同意書、食物アレルギー確認票、フッ化物洗口申込書(4歳児以上)等も書面での同意を得ている。入園のしおりは準備用品それぞれにイラストを添えてサイズや名前記入箇所を明記し、さらに実物を示しながら説明している。保護者が外国籍で日本語が不自由な場合は、国際交流課多文化共生推進係にて多言語通訳タブレット(テレビ電話)の活用や多言語電話通訳サービス(三者通話)の利用が可能となっている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>静岡市こども園園児指導要録の様式及び取扱いの規定により、転園児には在園証明書、園児指導要録、健康診断結果を転園先に送付している。こども園、幼稚園からの転入の際は、在園証明書、園児指導要録、健康診断結果の送付を依頼し、保育の継続性に配慮している。園長、副園長が担当窓口になり、転退園した後も必要な時には園に相談できることを口頭で伝えている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>幼児組は、一日の終わりに子ども達と今日の遊びについて振り返り時間を設けている。保育士は日誌を記載する際、「保育場面」「環境構成」「振り返り」ごとに色別ラインを引き、日誌の読み取り園内研修を実施している。また毎週、園庭会議をおこない子どもの遊びや満足感を捉えて環境構成を話し合い職員間で共有している。保護者に対しては個別面談や運動会、発表会等の行事アンケート、年度末の保護者アンケートを通して利用者満足を把握する仕組みがある。アンケートから出た意見をまとめ職員間で分析し、改善策を含め、結果を保護者に書面でフィードバックし、次の教育保育の取組に活かしている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者を副園長、第三者委員を主任児童委員と定め、苦情解決の体制が整備されている。玄関廊下にご意見箱を設置し、要望・苦情等に関する相談窓口について掲示するとともに重要事項説明書にも明示している。苦情の申し立てに対しては傾聴し、不満足と感じている内容を確認、改善策を検討後、誠意をもった説明と対応を心がけている。苦情内容は苦情受付書に記録し処理内容を記載、保管している。公表については苦情を申し出た保護者に同意を得たうえで園だよりやアンケート結果にて掲載している。苦情は職員間で共有し、内容の検討や分析、解決方法、対策等を周知してその後の教育・保育活動に活かしている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 福祉サービスの苦情解決ポスター、重要事項説明書に責任者・受付担当者等を明記し、「入園のしおり」には、「保育の事についてのお悩みやご意見、ご要望は、電話や送迎時に保育教諭と直接お話をされて、その旨をお伝えくださいますようお願いいたします」と記載し、「責任者：園長、受付担当：副園長」と添えている。さらに園だよりでも「保護者の方からの相談に関していつでもお話をお聞きいたします。お気軽にご相談ください。なお相談箱もご利用ください」と毎月掲載して発信している。相談時には事務室の入口に面談中の看板を掛け、事務室内の畳小上がり部分を個室にして落ち着いて話ができるようなスペースを確保している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt; 日々の保育の中で、保護者の話を聞く姿勢や相談しやすい雰囲気作りを心がけ、保護者アンケートや個人面談等、積極的に意見を把握している。保護者から相談、意見等があった場合はすぐに園長に報告し速やかな対応を意識しているが、検討に時間がかかる場合は進捗状況について説明し、了承を得たうえで対応している。意見にもとづき職員間で分析して課題を挙げ検討、アンケートは紙面でフィードバックし、改善策を明記して実践しているがマニュアルとしての整備はされていない。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt; 責任者を園長と定め、全体的な計画に緊急時対応マニュアルを明記し、怪我、不審者対応等のフローチャートを各クラスに掲示している。また、場面別チェックポイントや安全チェックリスト等がまとめられた「静岡市立こども園事故防止安全マニュアル」を職員全員に配付し、読み合わせをおこなって確認している。分掌担当職員を中心に、ヒヤリハットや怪我の報告書を3か月に1回まとめて職員会議で報告、全職員に回覧し周知している。ヒヤリハットは月に20件以上提出されており、その意識の高さが覗える。再発防止に向け改善策を検討、職員間で共有されているが、改善策が有効であったか追跡評価がおこなわれるとさらによい。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊦・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症の予防と発生時の対応マニュアルを備え、感染予防についての研修会参加者による職員会議での報告や、こども園課看護師より指導を受け園内研修をおこなっている。嘔吐時の初期対応手順フローチャートを各部屋に掲示し、発生した場合には速やかに事務室（園長または副園長）に報告、必要に応じて周囲のクラスに応援要請するとともに嘔吐処理セットを使用し、感染拡大を防ぐ方法で室内及び玩具の消毒をおこなうこととしている。特に乳児クラスでは、嘔吐処理に携わった職員は食事の配膳はおこなわないようにしている。感染症が発生した時には玄関入り口横にある感染症発生状況報告ボードにて保護者に知らせ、今年度は「市立こども園等での新型コロナウイルス感染拡大防止策について」を各部屋に掲示し「新しい生活様式」の実践例を職員に配布して園内外の消毒を日々徹底している。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>非常時対策として、災害時の職員体制や避難先、避難方法、ルート、安否確認の方法等が定められ、全体的な計画にも明記されている。自衛消防訓練等通知書を年2回消防署に提出して消防署職員の指導を受け、立ち入り検査や安全点検を実施。年間計画に沿って、地震・火災や台風を想定した避難訓練を毎月おこなっている。地区支部員担当職員は地域の防災訓練にも参加し、園の立地から大津波警報発令時や大型台風による河川の氾濫を想定して、非常食の一部を園舎2階に常備し、園舎2階への垂直避難や近隣の避難ビルへの避難訓練を実施している。備蓄も整備されているが、事業継続計画は策定されていない。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	⑩・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき全体的な計画、ランドデザイン、『遊び改善構想』、園評価指標等が文書化されている。職員は、児童憲章をはじめ保育者としての資質向上や勤務の心得が綴られた「保育のしおり」を各自携行して礎としている。また、保育手順マニュアルには、赤ちゃんとの触れ合いから清潔、沐浴、食事、健康等、基礎的事項が掲載され、新人職員の指導に活用されている。さらに「事故防止安全マニュアル」で日常的な保育実施における留意点をリストアップし、「保育改善支援資料」として指導計画作成の骨子を固めている。これらは各園の環境や園児の個性により柔軟に展開されており、保育実践が画一的なものとはなっていない。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>確立された手順書等は、制度改定や市立こども園園長が集まる「園長会」において、必要に応じて検討され、見直しが図られている。今年度は「事故防止安全マニュアル」が改定版として配付されている。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>指導計画はこども園課より、また特別な支援を必要とする園児の指導計画は、静岡市発達支援障害支援センター職員によるサポートプランの書き方の指導により手順を定めている。3歳未満児の個人指導計画やサポートプラン策定にあたり、保護者が記入した児童票や調査票、保育日誌及び経過記録、保護者からの聞き取りをもとに家庭状況や発育状況、要望等を把握し、それらを踏まえ計画を立てている。障害児の入園において、こども園課主催による小児科医師による特別面接を経て、遠城寺式分析的発達検査法に基づいて特徴を掴みアセスメントしている。3歳以上児においては個別の指導計画は作成されていないが、保育日誌の個別観察記録において一人ひとりの育ちやニーズを把握し、年度末に「指導要録」として総合的に発達を捉え次の指導計画につなげている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>指導計画は、月間は月末、週案は週末と時期を定め、評価・見直しをおこなっている。日誌の振返りを週の評価・次週の計画案に反映し、週の振返りを月間の評価・次月の計画に反映、年間を通しては年度末に振返りをおこなって次年度につなげている。課題等がある個別のケースは職員会議で検討し、立案された手立てを次の計画につなげるようにしている。また年度末には自己評価に基づいた園評価や、学校評議員による評価、保護者アンケートによる保護者の意向を把握し、課題を明確にして組織的な指導計画の見直しがおこなわれている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童票、乳幼児保健票、健康診断記録表、指導要録等、こども園で定めた統一された書式によって記録がなされている。また、乳児の個別月間指導計画書・保育日誌及び経過記録や特別な支援を必要とする幼児の個別のサポートプランと週間指導計画書及び保育日誌があり、これらに保育の実施が記録されている。全体での職員会議（月2回）や乳幼児会議（月1回）で情報共有され、保育日誌は記録内容に差異が生じないように園長・副園長が必ず目を通してアドバイスしている。記録要領は作成されていないが、保育日誌の抜粋から研修機会を設け、ねらいに対しての達成度や妥当性を討議している。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>静岡市個人情報保護条例に基づいた園のマニュアルに則って対応している。記録管理責任者を園長と定め、子どもの記録は文書管理簿によって保存、廃棄が管理され、廃棄文書は業者により年に一度回収される。文書の管理は鍵のかかる保管庫に収納し、園内で使用後は元の場所に戻し、終業時には必ず施錠している。文書の外にカメラやSDカード等、持ち出す際には、情報資産持ち出し記録簿に日付、持ち出し先、理由、担当、持ち出し時刻、復帰時刻の記載を徹底している。職員は年度初めに園内研修にて個人情報の定義や保護について学び、オンライン学習でも情報セキュリティ研修を受講する他、年に4回個人情報漏えい防止セル</p>		

フチェックリストを実施して遵守への理解を深めている。保護者には重要事項説明書や入園のしおりで説明し「個人情報の取り扱いに関する同意書」をもって承諾を得ている。

## 保育所版内容評価基準ガイドライン

### 評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法などの趣旨をとらえ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説をもとに編成している。保育理念や方針、教育・保育目標、重点目標、学年目標、子どもの発達過程や家庭の状況、地域の実態を踏まえ、また分掌担当者を中心に活動する様々な年間計画等を含み『教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画』として編成されている。全体的な計画は職員会議時、必ず持参して活動の確認をおこない、年度末に各学年より意見を持ち寄って見直し次年度に活かしている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・◎・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各保育室に温湿度計を設置して室温チェック表にて記録管理し、空気清浄機、加湿器の使用とともに、窓を開けて換気することで適切な状態を保てるように意識している。保育室の玩具は定期的に消毒し(幼児：週末から毎日、乳児：毎日)、園庭の遊具は昼に消毒して感染症の予防に努めている。好きな遊びを落ち着いて楽しめるようにパーテーションや家具などでコーナーを作り、廃材を利用した手作り玩具や布玩具など、温かみのある雰囲気の中過ごせるように工夫している。乳児クラスは食事と睡眠の空間を分け、それぞれのタイミングに合わせて安心して眠ることができる空間づくりをしている。トイレには子どもたちが好きなイラストを掲示したり、便座にカバーをつけたり、手を挟まないように扉にクッションをつけるなど、安全で利用しやすい設備環境を整えている。園舎の老朽化に伴う修繕は優先順位をつけて改善を図っている。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・◎・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもと一緒に遊ぶ中でつぶやきを拾ったり、表情、行動などから思い、考えをくみ取っている。発達段階に合わせた言葉でゆっくりと端的に伝え、また必要に応じて予定ボードや絵カードなどを利用して語りかけ、せかす言葉や制止などの否定語を使わず、肯定的な言葉を使って伝えられるよう意識している。保護者からスムーズに乳児の受け入れができていたり、支援の必要な子どもが、ストレートに自分の気持ちを表している場面から、信頼し、安心してきていると感じている。子どもの様子は職員会議で伝達することで、クラスだけではなく園</p>		

<p>全体で共通理解をし、対応できるようにしている。一時保育の子どもに対しても申込み時にオリエンテーションをおこない、食事の進み具合やミルク等について聞き取り、受入れ日も慣れない環境となるので子どもの思いに寄り添い丁寧なかかわりを心がけている。</p>			
A④	A-1-(2)-③	<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>見守る、介助する、一緒におこなうなど一人ひとりの発達段階、家庭環境などに合わせて対応し、基本的な生活習慣が身につくようにしている。絵や写真を掲示して、自分で「やってみよう」という気持ちになれる環境づくりをしている。自分でやろうとする姿を尊重し励ましたり、見守ったりしながら、「自分でできた」という達成感が味わえるように、頑張った、出来た姿を認め、褒めたり、喜びを共感したりしている。個々の生活リズムやその日の体調など、送迎時の保護者との連絡や連絡ノートで聞き取り、一人ひとりの状況に合わせた活動内容・休息時間がとれるように配慮している。おたのしみ会や食育の日などで歯磨きや早寝・早起き等基本的な生活習慣の大切さを知らせ、カードを用いて自宅でも取り組み、大切さを感じてもらえるようしている。</p>			
A⑤	A-1-(2)-④	<p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎週園庭会議を開き、園庭の使用時間、使い方について話し合い、時間を調整し広々使用したり、同じ遊びを一緒にしたりなど、子どもたちがやりたい遊びを存分楽しめるようにしている。すぐに遊び始められるように必要なものを用意し、次の日に遊びがつながるように前日使ったものをもっておける棚を設置した。また、地域に貢献したいという会社の厚意で造設された築山は、乳児・幼児ともに大人気となり、日々制覇した達成感と成長の感動をもたらしている。遊びの中で自分の思いを出したり相手の思いに気づいたりする経験を繰り返し、思いの食い違いからのトラブルや葛藤する場面ではその姿を受け止めるとともに、場に応じて対応し、友達と一緒に遊ぶ楽しさを感じることができるよう支援している。園の近くを流れる丸子川の散歩で桜並木、水面のきらめき、水鳥、彼岸花、紅葉、冬木立等四季を感じ、花や葉を使った色水遊び、野菜の栽培、自然物探し(どんぐり・落ち葉)等で自然に触れ、虫、メダカ等小動物を飼育している。また、ふれあいサロンで高齢者と交流したり、勤労感謝の日になみお世話になっている人々を訪問したり、みかん農家の協力によるみかん狩り、しずまえ振興課に依頼して地元で水揚げされた魚を見たり触れたりする機会も作っている。</p>			
A⑥	A-1-(2)-⑤	<p>乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>緩やかな担当制を取入れ個別の月案、日誌、経過記録を記入している。連絡ノートや受入れ時の伝達、表情などから食事・睡眠・排泄等の生理的欲求を満たすことができるよう個々に対応している。一人ひとりの表情や仕草、喃語を受け止め、優しい口調で語りかけて子どもの思いを代弁しながら寄り添っていることが記録から読み取れる。歩く、立つ、登る、降りる、くぐるなど、身体を動かすコーナーや音の鳴る玩具、手先を使う玩具、感触を楽しめる玩具、絵本・パズルなどを落ち着いて遊ぶコーナーを用意し、子どもの興味に合わせて玩具</p>			

<p>も多めに用意し、一人ひとりが好きな遊びでじっくり遊べるようにしている。送迎時や連絡ノートを活用して、家庭と園での子どもの成長や、食事の様子（食材チェック、ミルクの量、食材の大きさ、形態等）、排便の量などについても細かく伝え、家庭と園で同じ生活ができるようにしている。</p>			
A⑦	A-1-(2)-⑥	<p>3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個別月間計画では、一人ひとりの子どもの発達や育ちから月のねらいや関わり方を考慮している。自分でやりたい気持ちを尊重して見守ったり、難しいところはさりげなく手助けしたり、「自分で出来た」と思える関わりがみられ、できたことを一緒に喜び、大いに褒め、意欲につながる援助をしている。子どもの発達に合わせて手作り玩具を用意し、手指を使いながら興味のある遊びを十分楽しむことができるよう、その都度保育環境を見直している。また、子どもと同じ目線になって一緒に遊びながら、子ども同士の関わりを見守る中で、子どもの思いをくみ取り、必要に応じて思いを代弁して、互いの思いを伝えられるよう仲立ちしている。早番・遅番保育では、異年齢の交流が自然な形ででき、年上の子どもの真似をしたり、優しくしてもらったりする経験を大切にしている。連絡ノートや送迎時に園の様子や家庭での様子を伝え合い、個別面談の際には動画で日々の生活の様子を知らせて子どもの育ちを共有している。</p>			
A⑧	A-1-(2)-⑦	<p>3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「5領域」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を着眼点に指導計画を作成し、3歳児は、集団生活の中でまずは安心して生活し、自分の好きな遊びを見つけて遊ぶことができるよう、一人ひとりの気持ちに寄り添うことに重点を置いている。また、遊びの中で全身を動かして意欲的に活動し、興味や関心が戸外にも向くように配慮している。4歳児は今年度、子どもの興味に合わせて“鬼”や“忍者”をテーマとして表現遊びや運動遊び、製作遊び等を楽しめるようにし、友だちとイメージを共有しながら遊んでいる。子どもの好きなルールのある遊び（椅子取りゲーム、フルーツバスケット等）では保育者も遊びながらルールを一緒に考えたり、自分の意見を伝えたり、友だちの意見を聞いたりする経験を重ねている。5歳児ではグループごと活動する機会を設け、話し合いをしながら活動する場を意図的に作り、協同で活動する環境を整えている。今年度は、子ども達の考えから、運動会のテーマは「宇宙探険」、夏祭りでは「コロナでお出かけできないからロケット神輿」を製作、発表会では子どもたちが考えを出し合い劇遊びの表現に取組み、保育者は子どもたちの考えを尊重しまとめている。保護者には、子どもたちの遊びや生活の様子をボードや園だより、クラス便りで伝えたり、行事の日には写真を載せた速報のボードを貼り出して伝えている。</p>			
A⑨	A-1-(2)-⑧	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者と個人面談をおこなって園での様子や家庭での様子、伸ばしたいところを共有して年</p>			

4回個別のサポートプランを作成し、スモールステップで支援していけるようにしている。一日の予定を絵カードで示して見えやすい場所に掲示し、見通しを持って生活できるようにしたり、自分の場所が分かりやすいようにマークや目印を用意したり、安心して過ごせる環境を整えている。また、月1回少人数グループでの活動「ぱんだの会」を実施し、ゆったりとした雰囲気の中で制作やゲーム遊び等、一人ひとりの力が発揮できる場を設け、自信を持って成功体験を味わえるよう計画している。また、年3回、支援が必要な子どもの保護者が集まって話をする「ピーチサロン」は開始から10年以上継続し、日々の子どもの姿をスライドショーで紹介する他に、保護者同士で悩みや情報を共有したり、卒園児の保護者を招き就学についての情報提供をおこなったりしてその支えとなっている。職員は特別支援研修参加者による研修報告から学び、今年度はサポート強化事業にて静岡県発達障害者支援センターより講師を招きアドバイスを得ている。

A10	A-1-(2)-9 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
-----	--	-------

<コメント>  
 早番では乳児、幼児ともに毎日同じ保育士が担当することにより安心な登園ができている。延長保育年間カリキュラムのもと月ごとの指導計画を立て、好きな遊びを把握して環境作りをしたり、早番・遅番の長時間保育の子どもが遊べる玩具を用意したり楽しみにできるようにしている。夏はござ、冬はカーペット、延長保育室のちゅうりっぷ組では畳スペースなど家庭的な雰囲気のもとでのんびり過ごせるようにしている。幼児は季節に合わせて戸外で遊ぶ時間を作ったり、異年齢の子どもと一緒に過ごすことで、年上の子どもを真似たり、年下の子どもに優しくしたりすることができる。乳児は子どもの人数や様子に合わせてながら合同保育になり、同じ保育室の中でもスペースを区切ることで、発達に合った保育ができるようにしている。18時以降の延長保育では、毎月献立を立て焼きそば、おにぎり、ピザトースト等手作り物も取入れている。子どもの様子や健康状態は伝達ファイルに記入し、保育者と担任間でもれなくおこなわれるよう配慮し、怪我や友だちとトラブルがあった時などは担任が直接伝えている。

A11	A-1-(2)-10 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㊟・b・c
-----	--	-------

<コメント>  
 グランドデザインに小学校との連携を明記、全体的な計画に小学校との交流計画と就学に向けての取組を記載し、今年度はアプローチカリキュラムを作成している。複数の就学校があるが、近隣の川原小学校との交流は園長の学校訪問に始まり、小学校までの散歩、校庭見学、ビオトープ見学と段階を経て、就学間近の1～2月頃には生活科授業見学・授業体験、給食当番白衣体験、校庭にある鉄棒、肋木、ジャングルジム体験までおこなわれ(※)、学校への期待が大いに膨らむ計画になっている。また、他の就学校へも年長組担任が授業見学などに通っている。園長の責任のもと、担任が静岡市立こども園園児指導要録を作成し、年長の3月には就学先の小学校に要録を送り、卒園までの園での子どもの育ちを伝えている。  
 ※今年度は新型コロナ感染防止のため見合わせている

A-1-(3) 健康管理

A12	A-1-(3)-1 子どもの健康管理を適切に行っている。	㊟・b・c
-----	------------------------------	-------

<コメント>

『静岡市立こども園事故防止安全マニュアル』の中の場合別チェックポイントに沿って、一人ひとりの子どもの健康状態の把握に努めている。登園時には視診を行い、体温、体調の聞き取りをおこなって健康状態を把握している。子どものけがについてはマニュアルの中の緊急事態への対応に沿って、状況に応じて保護者に連絡を入れたり医療機関を受診している。保健計画、健康安全の行事計画を作成し、身体測定、健康診断、保健行事等を実施してその結果を記録・保管し、情報は職員会議で共有している。またこども園課の看護師が定期的に巡回指導で来園し、看護師とも情報を共有している。入園時のオリエンテーションでは健康に関する年間行事やその取組内容及びSIDSへの対応を伝えている。乳児の保育室にはSIDSについての注意事項を掲示し、うつぶせ寝を避け、睡眠チェック表を利用し睡眠時の様子を把握している。

A13	A-1-(3)-2 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	◎・b・c
-----	-----------------------------------	-------

<コメント>  
内科健診、歯科検診、視力検査等の結果が静岡市立こども園保健調査票、歯科検診票に記載され、担任とこども園課看護師が確認している。事前に問診票を配布し保護者の質問に答えられるようにしており、健診後は結果を知らせ、必要があれば受診を勧めて一人ひとりの健康状態に対応している。身体測定や歯科検診、視力検査等を「健康安全行事」として位置づけ、病気の予防に必要な活動を進んでおこなうことを理解し、年間を通して自分の健康に関心がもてるようにしている。また、保健計画や食育計画に沿って、歯磨き指導、フッ素洗口指導、うがい指導、歯磨きがんばり表、早寝早起き表等、健康な体作りへの取組をおこなっている。

A14	A-1-(3)-3 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	◎・b・c
-----	--	-------

<コメント>  
アレルギー対応手順のマニュアルに沿って、入園・進級時に「アレルギー確認書」で食物アレルギーの有無を確認している。アレルギーがある場合は「生活管理指導票」を提出、静岡市公立こども園での食物アレルギー対応[実施・変更・解除]事務手続きマニュアルに沿って対応し、アレルギー会議にて毎月園長・担任・保護者・調理員で次月の献立を確認して安全に食事提供できるよう注意を払っている。朝の打合わせ時に個別のアレルギーファイルをもとに園長・副園長・職員で献立をチェックし、その後、給食室で調理員とも確認、除去食の提供の際には、給食室から受け取る際に再度確認し、専用プレートに乗せて一人分ずつ保育室に運び、担任間で再度確認したうえで提供している。アレルギー児の給食提供後、他児の給食を配膳している。必要な知識や情報を全職員が周知するようアレルギー疾患・慢性疾患の資料を作成して園内研修で読み合わせ、誤食・誤配のない適切な対応に努めている。

A-1-(4) 食事

A15	A-1-(4)-1 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	◎・b・c
-----	----------------------------------	-------

<コメント>  
年間計画に沿って食育活動を実施している。栽培、収穫、クッキング等のつながりのある活動や、食育の日には“げんきっず”のはたらき、旬の食べものや夏の水分の取り方等話す機会を持ち、食に対する関心を育てている。食育活動を写真ボードにして掲載したり、毎日の給食のサンプルと食材、食材の色分けを掲示し、レシピも希望保護者に配布できるように設置されている。行事食では七夕に星形の人参があったり、こいのぼりライス、鬼面ライス

等、見た目に季節感が感じられるものであったり、アンパンマンライスやクリスマスケーキの盛り付けを自分ですることで楽しい雰囲気の中食べられるよう工夫している。また、衛生面にも配慮しながら、陶器の食器を使用し、机の配置や座る位置を工夫して家庭的な雰囲気の中で落ち着いて食べることができるようにしている。献立会議で子どもたちの食事の様子を保育士から調理員へ伝え、年齢や発達に合わせて食材の大きさや形態に配慮している。

A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>  
0歳児は食べられる食材のチェック表を作成し、咀嚼能力や発達能力に応じて中期、後期、完了期に分けた離乳食を提供している。また、1、2歳児や加配児についても、個々の発達に合わせて食材を食べやすいように刻むなどの対応をおこなっている。残食簿や保育士からの聞き取りにより各学年やクラスの食事量、献立による残食量を把握して適宜提供する量を調節し、嗜好調査も実施している。黒はんぺん、しらす、みかん、お茶など地域の旬の食材や、行事食を積極的に取り入れ、調理員が給食時に各クラスに入って食事の様子を見たり、担任から聞き取りしたりする機会を設けている。また、子どもが調理の様子を見ることができるようになり、その日の献立について話題にして関心をもつようにしている。公立こども園給食室衛生管理標準作業書に基づき、施設や設備、調理員の衛生管理、器具や食材の消毒、調理、配膳をおこなっている。

## 評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 乳児クラスは毎日連絡ノートを使用し、個々に子どもの様子を伝え合っている。連絡ノートは食事摂取内容や睡眠時間、排泄の状況が記入できる形態とし、エピソードを盛り込む、肯定的な表現にする等書き方の研修もおこない、共通認識をもって臨んでいる。幼児クラスは連絡ボードに写真なども用いてその日の様子を発信し、ファイルに綴りいつでも見返すことが出来るようにしている。入園時のオリエンテーションで園の重点目標や学年目標等について知らせるとともに、毎月の園だよりでもグランドデザインについて、また、クラスだよりでは現在の子どもの姿と合わせて教育・保育について発信している。参加会や運動会、発表会、遠足等保護者参加の行事で子どもの姿を見てもらったり、個人面談や日々のコミュニケーションの中で子どもの成長や挑戦している姿を伝えている。さらに行事後にはアンケートを配付し、保護者と保育者の思いが共有できるようにしている。保護者からの伝達や相談はその都度日誌や経過記録に記入し、個人面談の内容は面談票に記録している。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 玄関に相談箱を設置し、毎月の園だよりにて「保護者からの相談にいつでもお話をお聞きし</p>		

ます。お気軽にご相談ください。なお、相談箱もご利用ください」の文言を載せて、いつでも気軽に話すことの出来る関係づくりを意識している。登園時に家庭での様子を聞き取り、降園時にはその日のほほ笑ましいエピソードや成長している姿等を伝えるようにしている。年に一度個別面談を実施し、子どもの成長について話合える機会を設けている。参加会や面談は一定期間の幅を持ち、保護者の都合のつく日、時間を選べるようにしている。面談時には1人で行わず、複数で対応するようにしている。またその場で判断できないことは、自己判断で伝えるのではなく、園長・副園長・他の職員に確認した後、返答するようにしている。また子育てが楽しいと思ってもらえるよう、子どものほほ笑ましいエピソードを伝えて成長をとともに喜び、悩みを共有し、一緒に考えていけるようにしている。

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
-----	--	-------

<コメント>  
 静岡市児童相談所作成資料を職員で読み合わせ、全国保育士会作成の「これって虐待？」をもとに研修を実施し、登降園時に保護者と子どもとの関わりを観察して子どもに不自然な怪我や傷がないか視診している。子どもの表情、行動、つぶやき等見逃さないように関わり、衣服の状態、持ち物等を確認したり、欠席が長く続いた時には連絡を入れて健康状態を確認するなど、虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう把握に努め、虐待の疑いがある場合にはすぐに園長・副園長に報告としている。保護者のサポートが必要だと感じた時には、電話やメールも含めて意識的に丁寧に関わり、面談をするなどコミュニケーションをとることを心がけている。土曜日保育を勧めたり、汚れた衣服を洗濯したり、保護者が少しでもリフレッシュして子どもと関われるよう、園で出来ることを考えている。児童相談所、家庭児童相談室や保健センターの保健師と連絡を取り合い、情報共有しながら虐待防止に努めている。

### 評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<コメント> 日誌、週案、月案などで日々自分の保育を振り返りながら記入している。日誌は「いいね」と声をかけた場面にピンク、環境構成に黄色、振り返りに青のラインを引くことで子どもたちの「もっとやりたい」という気持ちを引き出し、翌日や次週に遊びをつなげるための手立てとなるようにしている。また、各クラス年1回実施する公開保育の事前、事後研修では研修テーマに合わせ指導案の内容について意見を出し合い、学びを研修便りにまとめて保育の質の向上に努めている。さらに、年2回園評価に示された項目に対して保育士各自が自己評価をおこない、その成果と課題を明確にして職員間で共有し、保育実践に活かしている。		